



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

\*59 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1

○ 人事委員会規則

- \*23 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ..... 5
- \*24 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ..... 5
- \*25 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ..... 6
- \*26 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 ..... 6
- \*27 教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 ..... 6
- \*28 警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 ..... 7
- \*29 一般職の任期付研究員等の給料月額切替えに関する規則 ..... 7
- \*30 職員の平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則 ..... 8
- \*31 教育職員の平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則 ..... 9
- \*32 警察官の平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則 ..... 10
- \*33 第1号任期付研究員の平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則 ..... 11
- \*34 特定任期付職員の平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則 ..... 12
- \*35 職員の平成24年4月1日における号給の調整に関する規則 ..... 12
- \*36 教育職員の平成24年4月1日における号給の調整に関する規則 ..... 14
- \*37 警察官の平成24年4月1日における号給の調整に関する規則 ..... 16
- \*38 人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則 ..... 17

○ 教育委員会規則

- \*14 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ..... 18
- \*15 市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 ..... 18
- \*16 市町村立学校職員の平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則 ..... 19
- \*17 市町村立学校職員の平成24年4月1日における号給の調整に関する規則 ..... 20

## 規 則

### 和歌山県規則第59号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和50年和歌山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第1の2を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

## 現 業 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
	18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
	20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
	22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
	23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
	24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
	25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
	26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
	27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
	28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
	29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
	30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
	31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
	32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
	33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,200
	34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,300
	35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,400
	36	164,000	217,700	245,900	288,300	334,600
	37	165,800	218,800	247,200	289,000	335,800
	38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,000
	39	169,200	221,400	250,000	290,800	338,200
	40	170,900	222,700	251,400	291,800	339,400
	41	172,500	223,800	252,600	292,700	340,500
	42	173,900	225,000	253,900	293,700	341,700

	43	175,300	226,200	255,200	294,700	342,900
	44	176,700	227,400	256,500	295,700	344,100
	45	178,200	228,600	257,600	296,500	345,100
	46	179,600	229,800	258,800	297,400	346,200
	47	181,000	231,000	260,000	298,300	347,300
	48	182,400	232,200	261,200	299,200	348,400
再	49	183,700	233,400	262,500	299,900	349,500
	50	184,900	234,600	263,700	300,700	350,500
	51	186,100	235,800	264,900	301,500	351,500
	52	187,300	237,000	266,000	302,300	352,500
任	53	188,400	238,200	267,100	302,900	353,400
	54	189,500	239,200	268,300	303,700	354,300
	55	190,600	240,200	269,500	304,400	355,200
	56	191,700	241,200	270,700	305,100	356,100
用	57	192,800	242,300	271,700	305,800	356,900
	58	193,900	243,300	272,800	306,600	357,800
	59	195,000	244,300	273,900	307,400	358,700
	60	196,100	245,300	275,000	308,200	359,600
職	61	197,200	246,300	276,100	308,800	360,400
	62	198,100	247,200	277,200	309,500	361,300
	63	199,000	248,100	278,300	310,200	362,200
	64	199,900	249,000	279,400	310,900	363,100
員	65	200,600	250,000	280,300	311,400	363,700
	66	201,400	250,800	281,100	312,000	364,300
	67	202,200	251,600	281,900	312,600	364,900
	68	203,000	252,400	282,800	313,200	365,500
以	69	203,600	253,200	283,700	313,800	365,900
	70	204,200	253,800	284,500	314,300	366,500
	71	204,700	254,400	285,300	314,800	367,100
	72	205,300	255,000	286,100	315,300	367,700
外	73	205,900	255,300	287,000	315,600	368,100
	74	206,600	255,700	287,800	316,100	368,700
	75	207,300	256,200	288,600	316,600	369,300
	76	208,100	256,700	289,400	317,100	369,900
の	77	208,500	257,300	290,000	317,300	370,300
	78	209,200	257,800	290,600	317,700	370,900
	79	209,900	258,300	291,100	318,100	371,500
	80	210,600	258,800	291,500	318,500	372,100
職	81	211,300	259,200	292,000	319,000	372,500
	82	212,000	259,500	292,500	319,400	373,100
	83	212,700	259,800	293,000	319,800	373,700
	84	213,400	260,100	293,500	320,200	374,300
員	85	214,100	260,300	293,900	320,500	374,700
	86	214,800	260,700	294,500	320,900	375,300
	87	215,500	261,000	295,100	321,300	375,900
	88	216,200	261,300	295,700	321,700	376,500
	89	216,800	261,500	296,000	322,000	376,900
	90	217,400	261,700	296,500	322,400	377,500
	91	218,000	262,100	297,000	322,800	378,100
	92	218,600	262,300	297,500	323,200	378,700

93	219, 100	262, 600	297, 900	323, 400	379, 100
94	219, 600	263, 000	298, 400	323, 800	
95	220, 100	263, 400	298, 900	324, 200	
96	220, 600	263, 800	299, 400	324, 600	
97	221, 200	264, 000	299, 700	324, 900	
98	221, 700	264, 300	300, 200	325, 300	
99	222, 200	264, 500	300, 700	325, 700	
100	222, 700	264, 800	301, 200	326, 100	
101	223, 300	265, 100	301, 600	326, 400	
102	223, 900	265, 300	302, 000		
103	224, 500	265, 600	302, 400		
104	225, 100	265, 900	302, 800		
105	225, 500	266, 100	303, 100		
106	226, 000	266, 400	303, 500		
107	226, 500	266, 700	303, 900		
108	227, 000	267, 000	304, 300		
109	227, 200	267, 300	304, 700		
110	227, 600	267, 600	305, 100		
111	228, 100	267, 900	305, 500		
112	228, 600	268, 200	305, 900		
113	229, 100	268, 400	306, 100		
114	229, 600	268, 700	306, 500		
115	230, 100	269, 000	306, 900		
116	230, 600	269, 300	307, 300		
117	231, 000	269, 600	307, 600		
118	231, 400	269, 900	308, 000		
119	231, 800	270, 200	308, 400		
120	232, 200	270, 500	308, 800		
121	232, 600	270, 600	309, 000		
122		270, 900	309, 400		
123		271, 200	309, 800		
124		271, 500	310, 200		
125		271, 600	310, 400		
126		271, 900	310, 800		
127		272, 200	311, 200		
128		272, 500	311, 600		
129		272, 600	311, 800		
130		272, 900	312, 200		
131		273, 200	312, 600		
132		273, 500	313, 000		
133		273, 600	313, 200		
134		273, 900			
135		274, 200			
136		274, 500			
137		274, 600			
再任用職	191, 700	202, 900	225, 000	246, 200	277, 900

員						
---	--	--	--	--	--	--

別表第1の2(第2条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員現業職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	円 141,900	円 202,900	円 225,000	円 246,200	円 277,900

別表第4動物保護手当の項中「動物の保護及び管理に関する法律」を「動物の愛護及び管理に関する法律」に、「第7条第1項」を「第35条第1項」に、「第8条第2項」を「第36条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第23号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第13条の5第2項第2号中「在職した期間」の次に「(1回の承認に係る期間(当該期間が2以上ある場合にあつては、これらの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業をしている職員として在職した期間を除く。)」を加える。

別表第2アの表中「12,100円」を「12,000円」に、「14,400円」を「14,300円」に改める。

別表第4任期付研究員条例第5条第2項の給料表の項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

### 和歌山県人事委員会規則第24号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第14条の5第2項第2号中「在職した期間」の次に「(1回の承認に係る期間(当該期間が2以上ある場合にあつては、これらの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業をしている職員として在職した期間を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

**和歌山県人事委員会規則第25号**

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。  
第7条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第14条の5第2項第2号中「在職した期間」の次に「（1回の承認に係る期間（当該期間が2以上ある場合にあっては、これらの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業をしている警察官として在職した期間を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

**和歌山県人事委員会規則第26号**

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア中「100分の99.68」を「100分の99.26」に改め、同号イ中「100分の99.83」を「100分の99.41」に改め、同項第2号ア中「100分の99.68」を「100分の99.26」に改め、同号イ中「100分の99.83」を「100分の99.41」に改め、同項第3号中「第6号」を「第5号」に改め、同号ア中「100分の99.68」を「100分の99.26」に改め、同号イ中「100分の99.83」を「100分の99.41」に改め、同項第4号ア（ア）中「100分の99.68」を「100分の99.26」に改め、同号ア（イ）中「100分の99.83」を「100分の99.41」に改め、同号イ（ア）中「100分の99.68」を「100分の99.26」に改め、同号イ（イ）中「100分の99.83」を「100分の99.41」に改める。

第3条第1項第1号中「100分の99.68」を「100分の99.26」に改め、同項第2号中「100分の99.83」を「100分の99.41」に改める。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

**和歌山県人事委員会規則第27号**

教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「別表第2及び別表第3」を「別表第1及び別表第2」に改め、同項第1号ア中「100分の99.68」を「100分の99.26」に改め、同号イ中「100分の99.83」を「100分の99.41」に改め、同項第2号ア中「100分の99.68」を「100分の99.26」に改め、同号イ中「100分の99.83」を「100分の

99.41」に改め、同項第3号中「第6号」を「第5号」に改め、同号ア中「100分の99.68」を「100分の99.26」に改め、同号イ中「100分の99.83」を「100分の99.41」に改め、同項第4号ア(ア)中「100分の99.68」を「100分の99.26」に改め、同号ア(イ)中「100分の99.83」を「100分の99.41」に改め、同号イ(ア)中「100分の99.68」を「100分の99.26」に改め、同号イ(イ)中「100分の99.83」を「100分の99.41」に改める。

第3条第1項第1号中「100分の99.68」を「100分の99.26」に改め、同項第2号中「100分の99.83」を「100分の99.41」に改める。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第28号

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア中「100分の99.68」を「100分の99.26」に改め、同号イ中「100分の99.83」を「100分の99.41」に改め、同項第2号中「第5号」を「第4号」に改め、同号ア中「100分の99.68」を「100分の99.26」に改め、同号イ中「100分の99.83」を「100分の99.41」に改め、同項第3号ア(ア)中「100分の99.68」を「100分の99.26」に改め、同号ア(イ)中「100分の99.83」を「100分の99.41」に改め、同号イ(ア)中「100分の99.68」を「100分の99.26」に改め、同号イ(イ)中「100分の99.83」を「100分の99.41」に改める。

第3条第1項第1号中「100分の99.68」を「100分の99.26」に改め、同項第2号中「100分の99.83」を「100分の99.41」に改める。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第29号

一般職の任期付研究員等の給料月額に関する規則を次のように定める。

平成23年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

一般職の任期付研究員等の給料月額に関する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成23年和歌山県条例第49号)附則第2項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成23年和歌山県条例第50号)附則第2項に規定する職員の平成23年12月1日(以下「施行日」という。)における給料月額は、次の式により算定した額とする。

$$\begin{array}{l}
 \text{施行日におけるその者に適用される給料表の最高の号給とその1号給下位の号給との差額} \\
 \text{その者の施行日の前日における給料月額} \\
 \text{施行日の前日におけるその者に適用される給料表の最高の号給の額} \\
 \hline
 \text{施行日の前日におけるその者に適用される給料表の最高の号給とその1号給下位の号給との差額}
 \end{array}
 + \text{施行日におけるその者に適用される給料表の最高の号給の額}$$

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年12月1日から施行する。  
(一般職の任期付研究員等の給料月額の変更に関する規則の廃止)
- 2 一般職の任期付研究員等の給料月額の変更に関する規則(平成22年和歌山県人事委員会規則第28号)は、廃止する。

### 和歌山県人事委員会規則第30号

職員の平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則を次のように定める。

平成23年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(改正条例附則第2項に規定する額を調整額に含めない職員)

第1条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年和歌山県条例第47号。以下「改正条例」という。)附則第2項の任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者は、平成23年6月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)第23条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間引き続き在職した職員(平成23年6月1日(同日前1か月以内に退職した職員であって、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について職員の給与に関する条例第23条第1項後段又は第24条第1項後段の規定の適用を受けたものにあつては、当該退職した日)から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の職員とする。

- (1) 教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)の適用を受ける職員
- (2) 教育長の給与等に関する条例(昭和32年和歌山県条例第6号)の適用を受ける教育長
- (3) 警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)の適用を受ける警察職員
- (4) 市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)の適用を受ける職員
- (5) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年和歌山県条例第19号)の適用を受ける職員
- (6) 現業職員の給与に関する規則(昭和50年和歌山県規則第17号)の適用を受ける現業職員
- (7) 特別職に属する和歌山県の職員
- (8) 国又は他の地方公共団体の職員
- (9) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号)第12条第1号に規定する退職派遣者
- (10) 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

(特別職和歌山県職員等であつた者から引き続き新たに職員となった者についての特例)

第2条 改正条例附則第3項のその他の人事委員会規則で定める者は、前条第1号から第7号までに掲げる者又は人事委員会がこれらに準ずると認める者(以下これらをこの条において「特別職和歌山県職員等」という。)とする。

- 2 改正条例附則第3項の任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者は、平成23年6月2日から基準日までの期間において、人事交流等により特別職和歌山県職員等から引き続き職員となった者以外のものとする。
- 3 改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める額は、特別職和歌山県職員等に係る給与に関する条例又は規則の改正条例附則第2項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合において、特別職和歌山県職員等であつた者が人事交流等により引き続き新たに職員となった

日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第3条 改正条例附則第2項に規定する調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、職員の平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年12月1日から施行する。

(職員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則の廃止)

2 職員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成22年和歌山県人事委員会規則第30号)は、廃止する。

### 和歌山県人事委員会規則第31号

教育職員の平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則を次のように定める。

平成23年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(改正条例附則第2項に規定する額を調整額に含めない職員)

第1条 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年和歌山県条例第51号。以下「改正条例」という。)附則第2項の任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者は、平成23年6月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)第19条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間引き続き在職した職員(平成23年6月1日(同日前1か月以内に退職した職員であって、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について教育職員の給与に関する条例第19条第1項後段又は第20条第1項後段の規定の適用を受けたもの)にあっては、当該退職した日)から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の職員とする。

(1) 職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の適用を受ける職員

(2) 教育長の給与等に関する条例(昭和32年和歌山県条例第6号)の適用を受ける教育長

(3) 警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)の適用を受ける警察職員

(4) 市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)の適用を受ける職員

(5) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年和歌山県条例第19号)の適用を受ける職員

(6) 現業職員の給与に関する規則(昭和50年和歌山県規則第17号)の適用を受ける現業職員

(7) 特別職に属する和歌山県の職員

(8) 国又は他の地方公共団体の職員

(9) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号)第12条第1号に規定する退職派遣者

(10) 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

(特別職和歌山県職員等であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例)

第2条 改正条例附則第3項のその他の人事委員会規則で定める者は、前条第1号から第7号までに掲げる者

又は人事委員会がこれらに準ずると認める者(以下これらをこの条において「特別職和歌山県職員等」という。)とする。

- 改正条例附則第3項の任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者は、平成23年6月2日から基準日までの期間において、人事交流等により特別職和歌山県職員等から引き続き職員となった者以外のものとする。
- 改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める額は、特別職和歌山県職員等に係る給与に関する条例又は規則の改正条例附則第2項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合において、特別職和歌山県職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第3条 改正条例附則第2項に規定する調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、教育職員の平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成23年12月1日から施行する。  
(教育職員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則の廃止)
- 教育職員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成22年和歌山県人事委員会規則第31号)は、廃止する。

#### 和歌山県人事委員会規則第32号

警察官の平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則を次のように定める。

平成23年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察官の平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(改正条例附則第2項に規定する額を調整額に含めない警察官)

第1条 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年和歌山県条例第53号。以下「改正条例」という。)附則第2項の任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者は、平成23年6月に期末手当及び勤勉手当を支給された警察官のうち、同月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)第21条第1項後段の規定の適用を受ける警察官にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間引き続き在職した警察官(平成23年6月1日(同日前1か月以内に退職した警察官にあっては、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について警察職員の給与に関する条例第21条第1項後段又は第22条第1項後段の規定の適用を受けたものにあつては、当該退職した日)から基準日までの期間において、警察官から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて警察官となった者であつて、当該期間の全期間が警察官として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の警察官とする。

- 職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の適用を受ける職員
- 教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)の適用を受ける職員
- 教育長の給与等に関する条例(昭和32年和歌山県条例第6号)の適用を受ける教育長
- 警察職員の給与に関する条例の適用を受ける警察職員のうち警察官以外の警察職員
- 市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)の適用を受ける職員

- (6) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年和歌山県条例第19号)の適用を受ける職員
- (7) 現業職員の給与に関する規則(昭和50年和歌山県規則第17号)の適用を受ける現業職員
- (8) 特別職に属する和歌山県の職員
- (9) 国又は他の地方公共団体の職員
- (10) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号)第12条第1号に規定する退職派遣者
- (11) 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

(特別職和歌山県職員等であった者から引き続き新たに警察官となった者についての特例)

第2条 改正条例附則第3項のその他の人事委員会規則で定める者は、前条第1号から第8号までに掲げる者又は人事委員会がこれらに準ずると認める者(以下これらをこの条において「特別職和歌山県職員等」という。)とする。

2 改正条例附則第3項の任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者は、平成23年6月2日から基準日までの期間において、人事交流等により特別職和歌山県職員等から引き続き警察官となった者以外のものとする。

3 改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める額は、特別職和歌山県職員等に係る給与に関する条例又は規則の改正条例附則第2項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合において、特別職和歌山県職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに警察官となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第3条 改正条例附則第2項に規定する調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、警察官の平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年12月1日から施行する。

(警察官の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則の廃止)

2 警察官の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成22年和歌山県人事委員会規則第32号)は、廃止する。

### 和歌山県人事委員会規則第33号

第1号任期付研究員の平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則を次のように定める。

平成23年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

第1号任期付研究員の平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(改正条例附則第3項に規定する額を調整額に含めない第1号任期付研究員)

第1条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成23年和歌山県条例第49号。以下「改正条例」という。)附則第3項の任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者は、平成23年6月に期末手当を支給された一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号)第5条第1項の給料表の適用を受ける職員(以下「第1号任期付研究員」という。)のうち、同月1日から平成23年12月1日(同月に支給する期末手当について職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)第23条第1項後段の規定の適用を受ける第1号任期付研究員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)までの期間引き続き在職した第1号任期付研究員以外の第1号任期付研

究員とする。

(端数計算)

第2条 改正条例附則第3項に規定する調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、第1号任期付研究員の平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年12月1日から施行する。

(第1号任期付研究員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則の廃止)

2 第1号任期付研究員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成22年和歌山県人事委員会規則第33号)は、廃止する。

#### 和歌山県人事委員会規則第34号

特定任期付職員の平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則を次のように定める。

平成23年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

特定任期付職員の平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(改正条例附則第3項に規定する額を調整額に含めない特定任期付職員)

第1条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成23年和歌山県条例第50号。以下「改正条例」という。)附則第3項の任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者は、平成23年6月に期末手当を支給された一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員(以下「特定任期付職員」という。)のうち、同月1日から平成23年12月1日(同月に支給する期末手当について職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)第23条第1項後段、教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)第19条第1項後段又は警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)第21条第1項後段の規定の適用を受ける特定任期付職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)までの期間引き続き在職した特定任期付職員以外の特定任期付職員とする。

(端数計算)

第2条 改正条例附則第3項に規定する調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、特定任期付職員の平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年12月1日から施行する。

(特定任期付職員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則の廃止)

2 特定任期付職員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成22年和歌山県人事委員会規則第34号)は、廃止する。

#### 和歌山県人事委員会規則第35号

職員の平成24年4月1日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

平成23年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

## 職員の平成24年4月1日における号給の調整に関する規則

(調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員)

第1条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年和歌山県条例第47号。次条において「改正条例」という。)附則第4項の昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成21年4月1日(以下「調整対象昇給日」という。)における職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号。次条において「給与条例」という。)第10条第1項の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員(調整対象昇給日から平成24年4月1日(以下「調整日」という。)までの期間(以下「特定期間」という。)に給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしない職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第1号。以下「初任給規則」という。)別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員を除く。)
- (2) 調整対象昇給日において決定された昇給の号給数が初任給規則第37条第5項の規定による昇給の号給数である特定職員(初任給規則第37条第1項に規定する特定職員をいう。以下同じ。)であって、当該号給数と、当該調整対象昇給日における同項の規定により任命権者が別に定める号給数に1を加えた数にその者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から当該調整対象昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)とが等しくなるもの(次号及び次条第3号アにおいて「期間割非抑制特定職員」という。)(特定期間に給料表異動等をした特定職員を除く。)
- (3) 特定期間に給料表異動等をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動等(当該給料表異動等が2以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。次条第3号ア及びイにおいて同じ。)があったものとした場合に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は期間割非抑制特定職員に該当することとなるもの
- (4) 前3号に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの  
(調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員)

第2条 改正条例附則第4項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、調整対象昇給日に給与条例第10条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第7号。第3号イにおいて「平成18年初任給改正規則」という。)附則第10項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年4月1日(平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成21年2月1日(特定職員にあつては、同年1月1日))前となるもの(新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び次号に掲げる職員を除く。)
- (2) 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給規則第17条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる者になった職員であって、特定期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動等をした職員を除く。)
- (3) 特定期間に給料表異動等をした職員であって、次に掲げるもの

ア 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事

交流等により新たに職員となった者であつて、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、期間割非抑制特定職員に該当しないこととなるもの（次号に掲げる職員及び人事委員会の定める職員を除く。）

イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）のうち平成18年初任給改正規則附則第10項の規定により号給を決定された職員であつて、新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成21年2月1日（特定職員にあつては、同年1月1日））前となるもの

(4) 調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書の許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間若しくは地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間がある職員又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をした期間がある教育職員（教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第2条に規定する職員並びに市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第2条第2項に規定する教育職員をいう。）であつて、平成20年4月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、再び勤務するに至り、又は職員に任用されたもののうち、人事委員会の定める職員

(5) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「平成21年4月1日まで」の次に「（平成24年4月1日以後に新たに職員となり、同日において42歳に満たない者にあつては、平成19年4月1日から平成20年4月1日まで）」を加える。

### 和歌山県人事委員会規則第36号

教育職員の平成24年4月1日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

平成23年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の平成24年4月1日における号給の調整に関する規則

(調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員)

第1条 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年和歌山県条例第51号。次条において「改正条例」という。）附則第4項の昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成21年4月1日（以下「調整対象昇給日」という。）における教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号。次条において「給与条例」という。）第10条第1項の規定による昇給後の号

給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員（調整対象昇給日から平成24年4月1日（以下「調整日」という。）までの期間（以下「特定期間」という。）に給料表の適用を異にする異動（以下「給料表異動」という。）をした職員を除く。）

- (2) 調整対象昇給日において決定された昇給の号給数が教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第2号。以下「初任給規則」という。）第33条第5項の規定による昇給の号給数である特定職員（初任給規則第33条第1項に規定する特定職員をいう。以下同じ。）であって、当該号給数と、当該調整対象昇給日における同項の規定により任命権者が別に定める号給数に1を加えた数にその者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から当該調整対象昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）とが等しくなるもの（次号及び次条第3号アにおいて「期間割非抑制特定職員」という。）（特定期間に給料表異動をした特定職員を除く。）
- (3) 特定期間に給料表異動をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動（当該給料表異動が2以上あるときは、当該給料表異動のうち最後にした給料表異動。次条第3号ア及びビイにおいて同じ。）があったものとした場合に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は期間割非抑制特定職員に該当することとなるもの
- (4) 前3号に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの  
（調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員）

第2条 改正条例附則第4項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、調整対象昇給日に給与条例第10条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第8号。第3号イにおいて「平成18年初任給改正規則」という。）附則第7項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成21年2月1日（特定職員にあつては、同年1月1日））前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員及び次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給規則第17条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる者になった職員であって、特定期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員を除く。）
- (3) 特定期間に給料表異動をした職員であって、次に掲げるもの
  - ア 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動があったものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、期間割非抑制特定職員に該当しないこととなるもの（次号に掲げる職員及び人事委員会の定める職員を除く。）
  - イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）のうち平成18年初任給改正規則附則第7項の規定により号給を決定された職員であって、新たに職員となった日から当該給料表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成21年2月1日（特定職員にあつては、同年1月1日））前となるもの

(4) 調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書の許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年和歌山県条例第5号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間若しくは地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をした期間がある職員若しくは市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)第2条第2項に規定する教育職員であって、平成20年4月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、再び勤務するに至り、又は職員に任用されたもののうち、人事委員会の定める職員

(5) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「平成21年4月1日まで」の次に「(平成24年4月1日以後に新たに職員となり、同日において42歳に満たない者にあつては、平成19年4月1日から平成20年4月1日まで)」を加える。

和歌山県人事委員会規則第37号

警察官の平成24年4月1日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

平成23年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察官の平成24年4月1日における号給の調整に関する規則

(調整対象昇給日に昇給した警察官のうち調整の対象から除かれる警察官)

第1条 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年和歌山県条例第53号。次条において「改正条例」という。)附則第4項の昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める警察官は、次に掲げる警察官とする。

(1) 平成21年4月1日(以下「調整対象昇給日」という。)における警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号。次条において「給与条例」という。)第9条第1項の規定による昇給後の号給が、その警察官の属する職務の級における最高の号給である警察官

(2) 調整対象昇給日において決定された昇給の号給数が警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第3号。以下「初任給規則」という。)第30条第5項の規定による昇給の号給数である特定警察官(初任給規則第30条第1項に規定する特定警察官をいう。以下同じ。)であつて、当該号給数と、当該調整対象昇給日における同項の規定により任命権者が別に定める号給数に1を加えた数にその者の新たに警察官となった日又は号給を決定された日から当該調整対象昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)とが等しくなるもの

(3) 前2号に掲げる警察官に相当するものとして人事委員会が定めるもの

(調整対象昇給日に昇給した警察官との権衡上調整の対象となる警察官)

第2条 改正条例附則第4項の当該警察官との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で

定める警察官は、調整対象昇給日に給与条例第9条第1項の規定により昇給した警察官以外の警察官のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに警察官となった者のうち警察職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第9号）附則第9項の規定により号給を決定された警察官であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに警察官となった者にあつては、平成21年2月1日（特定警察官にあつては、同年1月1日））前となるもの（次号に掲げる警察官を除く。）
- (2) 調整対象昇給日前に警察官から人事交流等により引き続き初任給規則第16条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる者になった警察官であって、特定期間に当該者から人事交流等により引き続いて警察官となった者のうち人事委員会の定めるもの
- (3) 調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間がある警察官又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をした期間がある教育職員（教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第2条に規定する職員並びに市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第2条第2項に規定する教育職員をいう。）であって、平成20年4月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、再び勤務するに至り、又は警察官に任用されたもののうち、人事委員会の定める警察官
- (4) 前3号に掲げるもののほか、部内の他の警察官との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める警察官

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。  
(警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。  
附則第9項中「平成21年4月1日まで」の次に「（平成24年4月1日以後に新たに警察官となり、同日において42歳に満たない者にあつては、平成19年4月1日から平成20年4月1日まで）」を加える。

#### 和歌山県人事委員会規則第38号

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年11月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則（昭和27年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第13号タを次のように改める。

タ 職員の平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則（平成23年和歌山県人事委員会規則第30号）

第2条第13号ナを次のように改める。

ナ 教育職員の平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成23年和歌山県人事委員会規則第31号)

第2条第13号ハを次のように改める。

ハ 警察官の平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成23年和歌山県人事委員会規則第32号)

第2条第13号メを次のように改める。

メ 一般職の任期付研究員等の給料月額の変更に関する規則(平成23年和歌山県人事委員会規則第29号)

第2条第13号ヤを次のように改める。

ヤ 第1号任期付研究員の平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成23年和歌山県人事委員会規則第33号)

第2条第13号ヨを次のように改める。

ヨ 特定任期付職員の平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成23年和歌山県人事委員会規則第34号)

第2条第13号に次のように加える。

あ 職員の平成24年4月1日における号給の調整に関する規則(平成23年和歌山県人事委員会規則第35号)

い 教育職員の平成24年4月1日における号給の調整に関する規則(平成23年和歌山県人事委員会規則第36号)

う 警察官の平成24年4月1日における号給の調整に関する規則(平成23年和歌山県人事委員会規則第37号)

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第2条第13号にあからうまでを加える改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

## 教育委員会規則

### 和歌山県教育委員会規則第14号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年11月30日

和歌山県教育委員会委員長 山下 郁 夫

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第1中「12,800円」を「12,700円」に改める。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

### 和歌山県教育委員会規則第15号

市町村立学校職員の給料の変更に伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年11月30日

和歌山県教育委員会委員長 山下 郁 夫

市町村立学校職員の給料の変更に伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年和歌山県教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア中「100分の99.68」を「100分の99.26」に改め、同号イ中「100分の99.83」を「100分の99.41」に改め、同項第2号ア中「100分の99.68」を「100分の99.26」に改め、同号イ中「100分の99.83」を「100分の99.41」に改め、同項第3号中「第6号」を「第5号」に改め、同号ア中「100分の99.68」を「100分の99.26」に改め、同号イ中「100分の99.83」を「100分の99.41」に改め、同項第4号ア(ア)中「100分の99.68」を「100分の99.26」に改め、同号ア(イ)中「100分の99.83」を「100分の99.41」に改め、同号イ(ア)中「100分の99.68」を「100分の99.26」に改め、同号イ(イ)中「100分の99.83」を「100分の99.41」に改める。

第3条第1項第1号中「100分の99.68」を「100分の99.26」に改め、同項第2号中「100分の99.83」を「100分の99.41」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

### 和歌山県教育委員会規則第16号

市町村立学校職員の平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則を次のように定める。

平成23年11月30日

和歌山県教育委員会委員長 山下 郁 夫

市町村立学校職員の平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(改正条例附則第2項に規定する額を調整額に含めない職員)

第1条 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年和歌山県条例第52号。以下「改正条例」という。)附則第2項の任用の事情を考慮して教育委員会規則で定める者は、平成23年6月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)第19条第1項後段の規定の例によることとされる職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間引き続き在職した職員(平成23年6月1日(同日前1か月以内に退職した職員であって、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について教育職員の給与に関する条例第19条第1項後段又は第20条第1項後段の例によることとされたもの)にあっては、当該退職した日)から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の職員とする。

- (1) 職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の適用を受ける職員
- (2) 教育職員の給与に関する条例の適用を受ける職員
- (3) 教育長の給与等に関する条例(昭和32年和歌山県条例第6号)の適用を受ける教育長
- (4) 警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)の適用を受ける警察職員
- (5) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年和歌山県条例第19号)の適用を受ける職員
- (6) 現業職員の給与に関する規則(昭和50年和歌山県規則第17号)の適用を受ける現業職員
- (7) 特別職に属する和歌山県の職員
- (8) 国又は他の地方公共団体の職員
- (9) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号)第12条第1号に規定する退職派遣者
- (10) 教育委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

(特別職和歌山県職員等であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例)

第2条 改正条例附則第3項のその他の教育委員会規則で定める者は、前条第1号から第7号までに掲げる者

又は教育委員会がこれらに準ずると認める者(以下これらをこの条において「特別職和歌山県職員等」という。)とする。

- 改正条例附則第3項の任用の事情を考慮して教育委員会規則で定める者は、平成23年6月2日から基準日までの期間において、人事交流等により特別職和歌山県職員等から引き続き職員となった者以外のものとする。
- 改正条例附則第3項の教育委員会規則で定める額は、特別職和歌山県職員等に係る給与に関する条例又は規則の改正条例附則第2項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合において、特別職和歌山県職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第3条 改正条例附則第2項に規定する調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、市町村立学校職員の平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成23年12月1日から施行する。  
(市町村立学校職員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則の廃止)
- 市町村立学校職員の平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成22年和歌山県教育委員会規則第19号)は、廃止する。

#### 和歌山県教育委員会規則第17号

市町村立学校職員の平成24年4月1日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

平成23年11月30日

和歌山県教育委員会委員長 山下 郁 夫

市町村立学校職員の平成24年4月1日における号給の調整に関する規則

(調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員)

第1条 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年和歌山県条例第52号。次条において「改正条例」という。)附則第4項の昇給の号給数の決定の状況を考慮して教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 平成21年4月1日(以下「調整対象昇給日」という。)における市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号。次条において「給与条例」という。)第12条第1項の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員(調整対象昇給日から平成24年4月1日(以下「調整日」という。)までの期間(以下「特定期間」という。)に給料表の適用を異にする異動(以下「給料表異動」という。)をした職員を除く。)
- 調整対象昇給日において決定された昇給の号給数が市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県教育委員会規則第3号。以下「初任給規則」という。)第33条第5項の規定による昇給の号給数である特定職員(初任給規則第33条第1項に規定する特定職員をいう。以下同じ。)であって、当該号給数と、当該調整対象昇給日における同項の規定により教育委員会が別に定める号給数に1を加えた数にその者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から当該調整対象昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)とが等しくなるもの(次号及び次条第3号アにおいて「期間割非抑制特定職員」という。)(特定期間に給料表異動をした特定職員

を除く。)

(3) 特定期間に給料表異動をした職員であつて、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動（当該給料表異動が2以上あるときは、当該給料表異動のうち最後にした給料表異動。次条第3号ア及びイにおいて同じ。）があつたものとした場合に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は期間割非抑制特定職員に該当することとなるもの

(4) 前3号に掲げる職員に相当するものとして教育委員会が定めるもの

（調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員）

第2条 改正条例附則第4項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員は、調整対象昇給日に給与条例第12条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

(1) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県教育委員会規則第15号。第3号イにおいて「平成18年初任給改正規則」という。）附則第7項の規定により号給を決定された職員であつて、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成21年2月1日（特定職員にあつては、同年1月1日））前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員及び次号に掲げる職員を除く。）

(2) 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給規則第17条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる者になった職員であつて、特定期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち教育委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員を除く。）

(3) 特定期間に給料表異動をした職員であつて、次に掲げるもの

ア 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であつて、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動があつたものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、期間割非抑制特定職員に該当しないこととなるもの（次号に掲げる職員及び教育委員会の定める職員を除く。）

イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）のうち平成18年初任給改正規則附則第7項の規定により号給を決定された職員であつて、新たに職員となった日から当該給料表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成21年2月1日（特定職員にあつては、同年1月1日））前となるもの

(4) 調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書の許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続き勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間若しくは地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をした期間がある職員若しくは教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第2条に規定する職員であつて、平成20年4月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、再び勤務するに至り、又は職員に任用されたもののうち、教育委員会の定める職員

(5) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ教育委員会が人事委員会の承認を得て定める職員

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「平成21年4月1日まで」の次に「（平成24年4月1日以後に新たに職員となり、同日において42歳に満たない者にあつては、平成19年4月1日から平成20年4月1日まで）」を加える。